

## 自主点検作業の適切性確保に関する調査結果概要

当社保有の検査成績書と工事報告書との間に、かつ当社保有の工事報告書と施工会社保有の工事報告書との間に、記載内容の矛盾あるいは重要な情報の削除がないことを確認した。

電気事業法に照らして工事計画の認可または届出を行わずに工事を実施していないこと、発電用原子力設備に関する構造等の技術基準および電気工作物の溶接に関する技術基準に対する適合維持義務に違反していないことを確認した。

電気事業法、原子炉等規制法および大臣通達による軽微な故障等の報告基準に規定された報告義務に違反していないことを確認した。

### 【自主点検作業の調査対象設備と調査範囲】

報告時期 設備	中間報告 (11月15日報告済)	中間報告 (12月25日報告済)	最終報告 (今回)
原子炉圧力容器	過去3年間	過去10年間	同左
炉内構造物	過去3年間 (シュラウドは過去10年間)	過去10年間	同左
原子炉冷却材圧力 バウンダリ 注1)	過去3年間 注2) (原子炉再循環配管は過去4年間)	過去10年間	同左
非常用炉心冷却設備	-	-	至近定期検査 (最大過去10年間)
その他設備(発電機、 主変圧器等除く)	-	-	前回定期検査
主要改造工事、 その他の改造工事等	過去3年間	過去10年間	同左
事故・故障等による 水平展開に伴う工事	過去3年間	過去10年間	同左
原子炉格納容器 漏えい率検査	過去3年間	過去10年間	同左

注1) 「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とは、原子炉圧力容器内と同様の高温高圧の一次冷却材を包蔵する系統・機器

注2) 原子炉再循環配管の調査対象期間を過去4年間としたのは1号機のみ  
調査対象となった書類は、A4版5センチ幅のファイルで合計約1100冊

1. 文書管理上好ましくない事案

	調査対象定検期間 (対象件数)	文書管理上 好ましくない事案 (件数)	調査結果	
			調査チームの確認内容	今後の対応
女川原子力発電所1号機	第8回～14回 定検等 (約1000件)	15件	<p>当社作成の検査成績書, 工事報告書, 工事 施工会社保有の工事報告書, 点検記録につい て, 調査記録の間に矛盾及び必要な技術情報 の削除等がないか等関係法令に照らして調査 した結果, 不正・改ざんは無かった。</p> <p>但し, 調査の中で, 文書管理上の観点から, 好ましくない事案が認められた。</p>	<p>原子力自主点検調査委員会から原子力部に対し, 文書管理の徹底を図るとともに再発防止に向けて取 組むよう指示した。</p> <p>原子力部では部門全体に対して文書管理の徹底を 指示し, 女川原子力発電所では再発防止策として所 内に対して文書管理の徹底を指示するとともに, 工 事施工会社に対しても文書管理の徹底の周知を図っ た。</p>
女川原子力発電所2号機	第1回～5回 定検等 (約850件)	7件	同上	同上

2. 軽微な傷が認められた主な事例

	調査対象定検期間 (対象件数)	軽微な傷が認めら れた主な事例 (件数)	調査結果	
			調査チームの確認内容	評価
女川原子力発電所1号機	第8回～14回 定検等 (約1000件)	9件	過去の記録を調査した結果, 弁等に軽微な 傷が認められた。	定検時の通常行われている補修作業として適切に 処置され, 機能上問題ないことが確認されており, 運 転上支障を及ぼさないことから法律等に基づく報告 事項に該当しないものであることを確認した。
女川原子力発電所2号機	第1回～5回 定検等 (約850件)	6件	同上	同上